

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	老人福祉法による福祉の措置、費用の徴収事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、老人福祉法による福祉の措置、費用の徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与えるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

吉川市長

## 公表日

令和5年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉法による福祉の措置、費用の徴収事務
②事務の概要	・老人福祉法に基づき、高齢者であって環境上の理由、経済的理由により居宅において擁護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所させる等の措置を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①老人福祉法による措置に関する事務 ②老人福祉法による費用の徴収に関する事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。
③システムの名称	介護保険システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)別表第一41項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第32条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の61、62の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、第33条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康長寿部長寿支援課
②所属長の役職名	長寿支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康長寿部長寿支援課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5119
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康長寿部長寿支援課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5119

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月10日	I 4②法令上の根拠	・情報提供の根拠:なし ・情報照会の根拠:番号法第19条第7号及び別表第2の61、62	(情報提供の根拠) なし  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の61、62の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、第33条	事後	
平成28年4月1日	I 5②所属長	伊東 孝	櫻井 敬雄	事後	
平成29年1月10日	II 1対象人数 いつ時点の 計数か	平成27年12月1日	平成28年12月1日	事後	
平成29年1月10日	II 2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年12月1日	平成28年12月1日	事後	
平成31年3月12日	I 5①部署	健康福祉部いきいき推進課	健康長寿部長寿支援課	事後	
平成31年3月12日	I 5②所属長	櫻井 敬雄	長寿支援課長	事後	
平成31年3月12日	I 7請求先	健康福祉部いきいき推進課 吉川市吉川2-1-1 048-982-5119(直通)	健康長寿部長寿支援課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5118	事後	
平成31年3月12日	I 8連絡先	健康福祉部いきいき推進課 吉川市吉川2-1-1 048-982-5119(直通)	健康長寿部長寿支援課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5118	事後	
平成31年3月12日	II 1対象人数 いつ時点の 計数か	平成27年12月1日	平成31年1月1日	事後	
平成31年3月12日	II 2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年12月1日	平成31年1月1日	事後	
令和2年1月17日	II 1対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年1月1日	令和1年12月1日	事後	
令和2年1月17日	II 2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年1月1日	令和1年12月1日	事後	
令和2年1月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	追加	・特定個人情報ファイルは、次の事務について、 適正な事務執行に資するため使用する。 ①老人福祉法による措置に関する事務 ②老人福祉法による費用の徴収に関する事務	事後	
令和2年12月25日	II 1対象人数 いつ時点の 計数か	令和1年12月1日	令和2年12月1日	事後	再実施
令和2年12月25日	II 2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和1年12月1日	令和2年12月1日	事後	再実施
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の61、62の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、第33条	(情報提供の根拠) なし  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の61、62の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、第33条	事後	
令和3年12月24日	II 1対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年12月1日	令和3年12月1日	事後	
令和3年12月24日	II 2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年12月1日	令和3年12月1日	事後	
令和4年12月22日	II 1対象人数 いつ時点の 計数か	令和3年12月1日	令和4年12月1日	事後	
令和4年12月22日	II 2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和3年12月1日	令和4年12月1日	事後	
令和5年12月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報 ファイル名	老人福祉法措置者ファイル	介護保険システム	事後	
令和5年12月25日	II 1対象人数 いつ時点の 計数か	令和4年12月1日	令和5年12月1日	事後	
令和5年12月25日	II 2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年12月1日	令和5年12月1日	事後	